



和歌山市公報

令和6年（2024年）3月22日

号外第4号

発行所 和歌山市役所

発行日 毎月 1日 15日

目次

【 条 例 】

番号		ページ
3	和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	(デジタル推進課) 2
4	和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例	(環境政策課) 3
5	和歌山市斎場条例の一部を改正する条例	(保険総務課) 4
6	和歌山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例	(指導監査課) 4
7	和歌山市介護保険条例の一部を改正する条例	(介護保険課) 4
8	和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	(国保年金課) 5
9	和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例の一部を改正する条例	(障害者支援課) 6
10	和歌山市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	(こども家庭課) 6
11	和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(保育こども園課) 7
12	和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例	(スポーツ振興課) 7
13	和歌山市立体育館条例の一部を改正する条例	(スポーツ振興課) 10
14	和歌山市立市民温水プール条例の一部を改正する条例	(スポーツ振興課) 12
15	和歌山市漁港管理条例及び和歌山市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例	(農林水産課) 13
16	和歌山市中央卸売市場運営基金条例	(中央卸売市場) 13
17	和歌山市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(企業総務課) 14
18	和歌山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	(消防総務課) 14
19	和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例	(予防課) 14
20	和歌山市手数料条例の一部を改正する条例	(予防課) 15

【 規 則 】

13	和歌山市食品衛生法に関する規則の一部を改正する規則	(生活保健課) 16
14	和歌山市消防吏員被服等貸与規則の一部を改正する規則	(消防総務課) 16
15	和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(環境政策課) 20
16	和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(環境政策課) 24

【 告 示 】

101	公示送達（令和5年度第5期及び令和5年第8期介護保険料督促状）	(介護保険課) 31
-----	---------------------------------	------------

102 公示送達（令和4年度及び令和5年度介護保険料納入通知書（特別徴収））・・・	（介護保険課）	31
103 道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（道路管理課）	32
104 市道路線の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（道路管理課）	32
105 道路区域の決定及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（道路管理課）	33
106 市道路線の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（道路管理課）	34
107 道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（道路管理課）	35
108 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（まちなみ景観課）	36
109 自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（まちなみ景観課）	36
110 放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（まちなみ景観課）	37
111 令和6年度当初予算の要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（財政課）	37
112 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者からの事業の廃止の届出・・・・・・・・	（障害者支援課）	37
【 市議会規則 】		
1 和歌山市議会会議規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	（議会政策課）	38
【 議会告示 】		
1 市議会議員章程規程・・・・・・・・・・・・・・・・	（議会政策課）	40
【 企業局告示 】		
7 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始・・・・・・・・	（企業総務課）	41

【 条 例 】

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月22日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第3号

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

（4）個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

第2条に次の3号を加える。

（5）情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

（6）特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（7）利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第3条第2項を削る。

第4条第1項中「次に掲げるもの」を「別表の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「前項第1号」を「第2項」に、「第3号」を「第4項」に、「これらの号」を「これらの項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 別表の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に

掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務であって、市長又は教育委員会が処理することとされているものを処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 市長は、特定個人番号利用事務であって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の条例の定めるところにより本市が処理することとされているものを処理するために必要な限度で、利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 5 市長は、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は租税に関する法律若しくはこれに基づく条例の規定による質問、検査、提示若しくは提出の求め若しくは協力の要請を行うため、特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。第5条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、「同欄に規定する法律の規定により」を削り、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

（令和6年3月22日揭示済）

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月22日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第4号

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（平成30年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「。）」の次に「であって、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置しないもの」を加え、同条第3号中「25ヘクタール以上」の次に「の太陽光発電設備」を加え、「1ヘクタール以上の」を「0.5ヘクタールを超える」に改め、同条第7号中「と認められる」を「おそれがある」に改め、同条第8号中「もの」の次に「と市長が認めたもの」を加える。

第12条第1項に次の1号を加える。

（11）前各号に掲げるもののほか、この条例の目的に照らして必要なものとして規則で定める基準に適合したものであること。

第12条第2項第3号中「等」の次に「（以下「暴力団員等」という。）」を加える。

第34条第1項中「（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置するものを除く。）」を削り、「受ける」の次に「おそれがある」を、「属するもの」の次に「と市長が認めたもの」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 準用事業者は、その事業活動に暴力団員等に関与させてはならない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条第3号及び第12条第1項第11号の規定は、この条例の施行の日以後に第11条に規定する事業に関する工事に着手する事業者（同日前に改正前の第8条若しくは第34条第1項に基

づく事前協議書の届出又は和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（平成30年和歌山県条例第16号）第7条に基づく太陽光発電事業計画の認定の申請を行った上で、令和9年3月31日までに工事に着手する者を除く。）について、適用する。

（令和6年3月22日揭示済）

和歌山市斎場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月22日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第5号

和歌山市斎場条例の一部を改正する条例

和歌山市斎場条例（昭和60年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表火葬場の項中「10,000円」を「12,000円」に、「80,000円」を「96,000円」に、「7,000円」を「8,400円」に、「60,000円」を「72,000円」に、「3,500円」を「4,200円」に、「30,000円」を「36,000円」に、「7,500円」を「9,000円」に、「800円」を「1,000円」に、「8,000円」を「9,600円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年6月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可をする使用に係る使用料について適用し、同日前に許可をした使用に係る使用料については、なお従前の例による。

和歌山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例を公布する。

令和6年3月22日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第6号

和歌山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例

和歌山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第52号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年3月22日揭示済）

和歌山市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月22日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第7号

和歌山市介護保険条例の一部を改正する条例

和歌山市介護保険条例（平成12年条例第101号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 介護保険監視委員（第4条―第8条）」を「第3章 削除」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第4条から第8条まで 削除

第9条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1号中「23,760円」を「23,250円」に改め、同条第2号中「39,600円」を「39,570円」に改め、同条第3号中「55,440円」を「55,890円」に改め、同条第4号中「71,280円」を「73,440円」に改め、同条第5号中「79,200円」を「81,600円」に改め、同条第6号中「95,040円」を「97,920円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「第10号イ、第11号イ、第12号イ、

第13号イ又は第14号イ」に改め、同条第7号中「102,960円」を「106,080円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同条第8号中「118,800円」を「122,400円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同条第9号中「134,640円」を「138,720円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同条第10号中「158,400円」を「155,040円」に改め、同号ア中「8,000,000円」を「5,200,000円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」を加え、同条第11号中「166,320円」を「212,160円」に改め、同号を同条第15号とし、同条第10号の次に次の4号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 171,360円

ア 合計所得金額が6,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 187,680円

ア 合計所得金額が7,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 195,840円

ア 合計所得金額が8,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 204,000円

ア 合計所得金額が10,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第11条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第9条及び第11条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(令和6年3月22日揭示済)

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月22日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第8号

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

和歌山市国民健康保険条例（昭和34年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第11条の6の10中「220,000円」を「240,000円」に改める。

第15条第1項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,00

0円」を「545,000円」に改め、同条第4項中「220,000円」を「240,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第11条の6の10並びに第15条第1項及び第4項の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（令和6年3月22日揭示済）

和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月22日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第9号

和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例（平成18年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (12) 重度障害者等就労支援特別事業

第3条第1項中「第11号」を「第12号」に改める。

第6条中「第11号」を「第12号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (4) 重度障害者等就労支援特別事業 10,18円に別表第5により算定する単位数を乗じて得た額

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5（第6条関係）

利用者が支給決定を受けている 障害福祉サービス名	単位数
重度訪問介護	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下この表において「報酬告示」という。）別表第2の1のイに規定する重度訪問介護サービス費の単位数
同行援護	報酬告示別表第3の1に規定する同行援護サービス費の単位数
行動援護	報酬告示別表第4の1に規定する行動援護サービス費の単位数

備考 利用者が複数の障害福祉サービスの支給決定を受けている場合は、単位数の大きい障害福祉サービスを優先する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年3月22日揭示済）

和歌山市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月22日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第10号

和歌山市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和54年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年3月22日揭示済)

和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月22日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第11号

和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び第6項」を「、第6項及び第7項」に改める。

附則に次の1項を加える。

7 当分の間、第2条の規定により条例で定める基準とされる府令第33条第2項本文の規定による保育士の数については、「15人」とあるのは「20人」と、「25人」とあるのは「30人」とすることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年3月22日揭示済)

和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月22日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第12号

和歌山市都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 和歌山市都市公園条例（昭和33年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「四季の郷公園」の次に「及びつつじが丘総合公園」を加える。

別表第1庭球場の項中「及びつつじが丘中央公園」を削り、同表ソフトボール球場の項を削り、同表に次のように加える。

テニスコート	屋外コート	つつじが丘総合公園	1月4日から12月28日まで	9時から21時まで
	センターコート			
	屋内コート			
	会議室			
	大会運営施設			
	屋外用放送設備			
	練習用コート			9時から19時まで
多目的球技場				

別表第2の4有料施設の使用料（その1）の表ソフトボール球場の項を削る。

別表第3の2有料施設の利用料金の表中「の利用料金」の次に「（その1）」を加え、同表の次に次の1表を加える。

3 有料施設の利用料金（その2）

	種別	単位	金額
つつじが丘総合公園 テニスコート	屋外コート	1面1時間につき	830円
	センターコート	1面1時間につき	830円
	屋内コート	1面1時間につき	1,460円
	会議室	1時間につき	200円

	大会運営施設	1時間につき	200円
	屋外用放送設備	1式1回につき	1,040円
	練習用コート	平日（日曜日、土曜日及び休日以外の日をいう。以下同じ。）1面1時間につき	1,100円
		日曜日、土曜日及び休日1面1時間につき	1,300円
つつじが丘総合公園多目的球技場		1時間につき	2,000円

備考

- 1 使用のための準備及び原状に回復するための時間は、使用時間を含むものとする。
- 2 屋外コート又はセンターコートの照明設備を使用する場合にあっては、この表に掲げる金額に当該照明設備の使用時間1時間につき410円を加算する。この場合において、当該使用時間に30分未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。
- 3 会議室に係る金額には、当該会議室に備付けの放送設備の使用に係る金額を含むものとする。
- 4 会議室又は大会運営施設の冷暖房設備を使用する場合にあっては、この表に掲げる金額に当該冷暖房設備の使用時間1時間につき200円を加算する。この場合において、当該使用時間に30分未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。

第2条 和歌山市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第3の3有料施設の利用料金（その2）の表つつじが丘総合公園テニスコートの項中

「

屋外コート	1面1時間につき	830円
センターコート	1面1時間につき	830円
屋内コート	1面1時間につき	1,460円
会議室	1時間につき	200円
大会運営施設	1時間につき	200円
屋外用放送設備	1式1回につき	1,040円
練習用コート	平日（日曜日、土曜日及び休日以外の日をいう。以下同じ。）1面1時間につき	1,100円
	日曜日、土曜日及び休日1面1時間につき	1,300円

を

「

屋外コート	平日（日曜日、土曜日及び休日以外の日をいう。以下同じ。）1面1時間につき	850円
	日曜日、土曜日及び休日1面1時間につき	1,000円
センターコート	平日1面1時間につき	850円
	日曜日、土曜日及び休日1面1時間につき	1,000円

に改め、同表

屋内コート	日曜日、土曜日及び休日 1面1時間につき	2,000円
会議室	1時間につき	300円
大会運営施設	1時間につき	300円
屋外用放送設備	1式1回につき	1,500円
練習用コート	平日1面1時間につき	1,100円
	日曜日、土曜日及び休日 1面1時間につき	1,300円

備考2中「410円」を「500円」に改め、同表備考4中「200円」を「300円」に改める。
第3条 和歌山市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

テニス コート	屋外コート センターコート 屋内コート 会議室 大会運営施設 屋外用放送設備	つつじが丘総合 公園	1月4日から12月 28日まで	9時から21時まで
	練習用コート			9時から19時まで
多目的球技場				

」

を

「

テニスコ ート	屋外コート センターコート 屋内コート 会議室 大会運営施設 屋外用放送設備	つつじが丘総 合公園	1月4日から12月 28日まで	9時から21時まで
	練習用コート			9時から19時まで
多目的球技場				
スケートボード場			1月4日から4月3 0日まで及び9月1 日から12月28日 まで	9時から17時まで
			5月1日から8月3 1日まで	9時から19時まで

」

に改める。

別表第3の3有料施設の利用料金（その2）の表つつじが丘総合公園多目的球技場の項の次に次のように加える。

つつじが丘総合公園スケートボード場	1年につき	1,100円
-------------------	-------	--------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 (1) 第2条及び附則第5項の規定 令和6年6月1日
 (2) 第3条の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日
 （和歌山市立つつじが丘テニスコート条例の廃止）
- 2 和歌山市立つつじが丘テニスコート条例（平成25年条例第84号）は、廃止する。
 （和歌山市立つつじが丘テニスコート条例の廃止に伴う経過措置）
- 3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前の和歌山市立つつじが丘テニスコート条例の規定により市長又は指定管理者がした処分その他の行為は、改正後の和歌山市都市公園条例の相当規定により市長又は指定管理者がした処分その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際、現に附則第2項の規定による廃止前の和歌山市立つつじが丘テニスコート条例の規定により市長又は指定管理者に対してされている申請その他の手続は、改正後の和歌山市都市公園条例の相当規定により市長又は指定管理者に対してされた申請その他の手続とみなす。
 （第2条の規定の施行に伴う経過措置）
- 5 第2条の規定による改正後の別表第3の3有料施設の利用料金（その2）の表の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に許可をする使用に係る利用料金について適用し、同日前に許可をした使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

（令和6年3月22日揭示済）

和歌山市立体育館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月22日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第13号

和歌山市立体育館条例の一部を改正する条例

和歌山市立体育館条例（昭和45年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

体 育 館 使 用 料

区分			午前（9時から12時まで）	午後（13時から17時まで）	夜間1（17時30分から19時まで）	夜間2（19時から21時まで）	夜間（19時から27時30分まで）	午前午後（9時から17時まで）	午後夜間（17時から21時まで）	全日（9時から21時まで）
松下体育館	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料無料の場合	3,650円	5,520円	3,170円	4,230円	7,400円	9,170円	12,920円	16,570円
	その他の	入場料有料の場合	11,160円	16,560円	9,610円	12,830円	22,440円	27,720円	39,000円	50,160円
	その他の	入場料無料の場合	18,670円	27,600円	15,950円	21,270円	37,220円	46,270円	64,820円	83,490円

	催し に使用 する場 合	料の 場合									
		入場 料有 料の 場合	56,0 30円	83,0 50円	48,0 30円	64,0 0円	112, 070円	139, 080円	195, 120円	251, 150円	
市民 体育 館	アマ チュ アス ポー ツに 使用 する 場合	入場 料無 料の 場合	5,39 0円	7,99 0円	4,64 0円	6,160 円	10,8 00円	13,3 80円	18,7 90円	24,1 80円	
		入場 料有 料の 場合	16,0 90円	23,9 60円	13,9 00円	18,52 0円	32,4 20円	40,0 50円	56,3 80円	72,4 70円	
		その 他の 催し に使用 する場 合	入場 料無 料の 場合	26,9 00円	40,1 80円	23,1 00円	30,82 0円	53,9 20円	67,0 80円	94,1 00円	121, 000円
		入場 料有 料の 場合	80,9 30円	120, 410円	69,3 70円	92,50 0円	161, 870円	201, 340円	282, 280円	363, 210円	
		アマ チュ アス ポー ツに 使用 する 場合	入場 料無 料の 場合	5,39 0円	7,99 0円	4,64 0円	6,160 円	10,8 00円	13,3 80円	18,7 90円	24,1 80円
河 南 総 合 体 育 館	競 技場	アマ チュ アス ポー ツに 使用 する 場合	入場 料無 料の 場合	5,39 0円	7,99 0円	4,64 0円	6,160 円	10,8 00円	13,3 80円	18,7 90円	24,1 80円
		入場 料有 料の 場合	16,0 90円	23,9 60円	13,9 00円	18,52 0円	32,4 20円	40,0 50円	56,3 80円	72,4 70円	
		その 他の 催し に使用 する場 合	入場 料無 料の 場合	26,9 00円	40,1 80円	23,1 00円	30,82 0円	53,9 20円	67,0 80円	94,1 00円	121, 000円
		入場 料有 料の 場合	80,9 30円	120, 410円	69,3 70円	92,50 0円	161, 870円	201, 340円	282, 280円	363, 210円	
		アマ チュ アス ポー ツに 使用 する 場合	入場 料無 料の 場合	5,39 0円	7,99 0円	4,64 0円	6,160 円	10,8 00円	13,3 80円	18,7 90円	24,1 80円

武道館	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料無料の場合	2,000円	2,700円	1,510円	2,010円	3,520円	4,700円	6,220円	8,220円
	その他の催しに使用する場合	入場料無料の場合	10,330円	13,730円	7,650円	10,200円	17,850円	24,060円	31,580円	41,910円
		入場料有料の場合	6,110円	8,210円	4,640円	6,160円	10,800円	14,320円	19,010円	25,120円
		入場料有料の場合	31,120円	41,460円	23,100円	30,820円	53,920円	72,580円	95,380円	126,500円

別表第1備考第1号中「1,910円」を「2,110円」に改め、同表備考第2号中「5,820円」を「6,410円」に改め、同表備考第3号中「9,660円」を「10,630円」に改め、同表備考第4号中「29,110円」を「32,030円」に改め、同表備考第5号中「2,800円」を「3,080円」に改め、同表備考第6号中「8,420円」を「9,270円」に改め、同表備考第7号中「14,000円」を「15,400円」に改め、同表備考第8号中「42,040円」を「46,250円」に改める。

別表第2中「1,230円」を「1,360円」に、「820円」を「910円」に、「4,510円」を「4,990円」に、「250円」を「280円」に、「170円」を「190円」に改める。

別表第3中「980円」を「1,080円」に、「4,900円」を「5,400円」に改める。

別表第4運動用具の部トランポリン（松下体育館）の項を削る。

附 則

- この条例は、令和6年6月1日から施行する。
- この条例による改正後の別表第1から別表第3までの規定は、この条例の施行の日以後に許可をする使用に係る使用料について適用し、同日前に許可をした使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（令和6年3月22日揭示済）

和歌山市立市民温水プール条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月22日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第14号

和歌山市立市民温水プール条例の一部を改正する条例

和歌山市立市民温水プール条例（昭和59年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7月1日から9月30日までの項中「350円」を「400円」に、「170円」を「200円」に改め、同表10月1日から翌年の6月30日までの項中「570円」を「650円」に、「280円」を「320円」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

期間	午前（10時から12時まで）	午後（12時から17時まで）	夜間（17時から20時まで）	午前午後（10時から17時まで）	午後夜間（17時から20時まで）	全日（10時から20時まで）
7月1日から9月30日まで	12,770円	32,250円	27,880円	45,020円	60,130円	72,900円
10月1日から翌年の6月30日まで	25,800円	64,520円	55,880円	90,320円	120,400円	146,200円

附 則

- この条例は、令和6年6月1日から施行する。
- この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に許可をする使用に係る使用料について適用し、同日前に許可をした使用に係る使用料については、なお従前の例による。
(令和6年3月22日揭示済)

和歌山市漁港管理条例及び和歌山市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月22日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第15号

和歌山市漁港管理条例及び和歌山市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

(和歌山市漁港管理条例の一部改正)

第1条 和歌山市漁港管理条例（昭和43年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(和歌山市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第2条 和歌山市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成26年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第22号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年3月22日揭示済)

和歌山市中央卸売市場運営基金条例を公布する。

令和6年3月22日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第16号

和歌山市中央卸売市場運営基金条例

(設置)

第1条 和歌山市中央卸売市場の将来にわたる運営の健全化を図るため、和歌山市中央卸売市場運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金に繰り入れるものとする。

（処分）

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための必要な経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（繰替運用）

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和6年3月22日揭示済）

和歌山市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月22日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第17号

和歌山市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年3月22日揭示済）

和歌山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月22日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第18号

和歌山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

和歌山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に、「10,670円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,650円」に、「8,900円」を「9,100円」に、「9,790円」を「9,950円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の和歌山市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた新条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る新条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（令和6年3月22日揭示済）

和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月22日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第19号

和歌山市火災予防条例の一部を改正する条例

和歌山市火災予防条例（昭和37年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第35条第2項第3号エ中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第38条第1項第2号中「、主要構造部を耐火構造とし」を「、特定主要構造部（建築基準法第2条第9号の2に規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。）が耐火構造のもの」に、「（耐火構造）」を「（特定主要構造部を耐火構造としたもの）」に改め、「合計が100平方メートル」の次に「（特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、5階以上の部分の壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根。以下この条において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。）の仕上げを難燃材料でしたものにあつては200平方メートル）」を加え、「又は主要構造部を耐火構造とし」を「又は特定主要構造部が耐火構造のもので」に改め、「合計100平方メートル」の次に「（5階以上の部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものにあつては200平方メートル）」を加え、同条第2項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、「（天井のない場合にあつては、屋根。以下この項において同じ。）」及び「（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下同じ。）」を削る。

第41条第1項第1号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年3月22日揭示済）

和歌山市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月22日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市条例第20号

和歌山市手数料条例の一部を改正する条例

和歌山市手数料条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条の4中第1項第1号ア（ア）a（a）中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）」に改める。

第19条の5の見出し中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物省エネ法」に改め、同条第1項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この条において「建築物省エネ法」という。）」を「建築物省エネ法」に改め、同項第1号ア（ア）a中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物省エネ法」に改め、同条第2項及び第4項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等施行規則」に改める。

第31条第2号イ（オ）中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に改める。

第32条の2第10号ア中「又は第3項」を「若しくは第3項又は同法第39条の22第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第32条の2第10号アの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第31条第2号イ（オ）の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第32条の2第10号アの規定は、附則第1項ただし書に規定する施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（令和6年3月22日揭示済）

【 規 則 】

和歌山市食品衛生法に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月19日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第13号

和歌山市食品衛生法に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市食品衛生法に関する規則（平成12年規則第85号）の一部を次のように改正する。

第1条中「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」を「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年3月19日揭示済）

和歌山市消防吏員被服等貸与規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月22日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第14号

和歌山市消防吏員被服等貸与規則の一部を改正する規則

和歌山市消防吏員被服等貸与規則（平成7年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前2項の規定にかかわらず、消防長が当該貸与品について、引き続き適正に使用できると認める場合に限り、これらの規定の貸与期間を超えて貸与することができる。

第6条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条中「別記様式第2号」を「別記様式第3号」に改め、同条を第11条とする。

第9条第1項中「別記様式第1号」を「別記様式第2号」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1項を加える。

（配置換え等における点数付与の特例）

第7条 被貸与者が配置換え等により選択被服が必要となったときは、貸与品特例貸与届出書（別記様式第1号）により所属長を経て消防長に届け出て、当該選択被服に係る点数の付与を受けることができる。

- 2 前項の規定により選択被服に係る点数の付与を受けたときは、その翌年度に付与される点数については、第4条第1項の規定によって付与される点数から、当該選択被服に係る点数を控除して得た点数とする。

別表第4救急服の項及び救急服用バンドの項を削り、同表ティーシャツ（半そで・長そで）の項中「ティーシャツ（半そで・長そで）」を「ティーシャツ（半そで）」に、「各1」を「2」に改める。

別表第5救急服の項及び救急服用バンドの項を削り、同表ティーシャツ（半そで・長そで）の項中「ティーシャツ（半そで・長そで）」を「ティーシャツ（半そで）」に、「各1」を「2」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第7条関係）

貸与品特例貸与届出書			
年 月 日			
和歌山市消防長			
様			
所属階級			
氏 名			
貸与品目	数量		
必要になった理由			
<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">所属長</td></tr><tr><td> </td></tr></table>		所属長	
所属長			

別記様式第2号中「第10条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を別記様式第3号とし、別記様式第1号の次に次の1様式を加える。

別記様式第2号（第10条関係）

貸与品汚損・亡失届出書

年 月 日

和歌山市消防長

様

所属階級

氏 名

貸与品目	数量	汚損・亡失	貸与年月日

汚損又は亡失の日時及び場所

理由

所属長

備考 汚損の場合は、写真を添付すること。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年3月22日揭示済）

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月22日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第15号

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則（平成30年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「次に掲げる書類」を「協議で配布する資料」に改め、各号を削る。

第9条第9項第1号中「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」を「事業計画が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する特定契約に基づく電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達を前提とするものである場合は、同法」に改める。

第9条に次の1項を加える。

10 条例第12条第1項第11号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域の土地の所有権若しくはこれを使用する権原を有していること又は有することが見込まれること。
- (2) 太陽光パネルを支持する架台の基礎は、上部構造が構造上支障のある沈下、浮き上がり、転倒又は横移動を生じないよう、安全に地盤に定着されたものであること。
- (3) 太陽光パネルは、荷重又は外力によって、脱落又は浮き上がりが生じないよう、構造耐力上安全に取り付けられたものであること。
- (4) 事業終了後は、速やかに大規模な太陽光発電設備を撤去し、整地、緑化、修景その他周辺環境の保全及び防災のために必要な措置を講じる計画となっていること。
- (5) 本市の環境、事業区域の特性及び事業計画の内容に鑑み、市長が必要と認めるときは、前各項及び前各号に規定するもの以外のものについての当該必要な措置が講じられ、また、前各項及び前各号の基準のうち安全性に関するものが安全側に計画されること。

第17条第4号中「第12条第2項第3号に該当しない」を「第34条第4項の規定を満たす」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第3条関係）

事前協議書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

事業者 住 所
（所在地）
氏 名
（名称及び代表者の氏名）
電話番号

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第8条の規定により、次の事業について、その設置について協議をたく、関係書類を添えて届け出ます。

事業名	
想定発電出力	キロワット
想定年間発電量	キロワットアワー
事業区域の所在	和歌山市
事業区域の面積	ヘクタール ※小数点以下第3位切捨て (平方メートル)
事業区域内における森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により和歌山県知事がたてた地域森林計画の対象となっている民有林（同法第10条の2第1項に規定する民有林をいう。）の区域の面積	ヘクタール ※小数点以下第3位切捨て (平方メートル)

別記様式第7号を次のように改める。

別記様式第7号（第6条関係）

協議計画書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

事業者 住 所
（所在地）
氏 名
（名称及び代表者の氏名）
電話番号

協議の 実施に 関する 事項	対象者	
	日時	
	場所	
	周知方法	
	配布する書類及び 図面の名称	
意見書の概要		
その他の事項		

添付書類 協議で配布する資料

別記様式第18号を次のように改める。

別記様式第18号（第17条関係）

事前協議書

年 月 日

（宛先）和歌山市長

準用事業者 住 所
（所在地）
氏 名
（名称及び代表者の氏名）
電話番号

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第34条第1項の規定により、次の事業について、その設置について協議をしたく、関係書類を添えて届け出ます。

事業名	
想定発電出力	キロワット
想定年間発電量	キロワットアワー
事業区域の所在	和歌山市
事業区域の面積	ヘクタール ※小数点以下第3位切捨て (平方メートル)
事業区域内における森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により和歌山県知事がたてた地域森林計画の対象となっている民有林（同法第10条の2第1項に規定する民有林をいう。）の区域の面積	ヘクタール ※小数点以下第3位切捨て (平方メートル)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第9条の規定は、この規則の施行の日以後に和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（平成30年条例第7号。以下「条例」という。）第11条に規定する事業に関する工事に着手する事業者（同日前に条例第8条若しくは条例第34条第1項に基づく事前協議書の届出又は和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（平成30年和歌山県条例第16号）第7条に基づく太陽光発電事業計画の認定の申請を行った上で、令和9年3月31日までに工事に着手する者を除く。）について、適用する。

(和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)

- 3 和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成6年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則の項中「別記様式第1号、」、「別記様式第7号」及び「別記様式第18号」を削る。

(令和6年3月22日揭示済)

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月22日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第16号

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則（平成30年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中ただし書を削り、同項に次の1号を加える。

- (6) 事業区域に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域及び第9条第1項の土砂災害特別警戒区域を含まないこと。

第9条第7項第3号中「前2号」を「前4号」に改め、同号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 事業区域に自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号の国立公園を含まないこと。

- (2) 事業区域に和歌山市景観条例（平成23年条例第25号）第6条第2項の景観重点地区を含まないこと。

第9条第10項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 事業区域に近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）第5条第1項の近郊緑地保全区域を含まないこと。

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号（第3条関係）

年 月 日

立地環境に関する概要書

事業者 住 所
 (所在地)
 氏 名
 (名称及び代表者の氏名)

1 事業区域の概要

所在	和歌山市
面積	ヘクタール ※小数点以下第3位切捨て (平方メートル)
区域区分	市街化区域 ・ 市街化調整区域 ・ 区域区分非設定区域

2 事業区域の土地利用規制等の状況（事業区域に一部でも含まれる場合は、有を○で囲んでください。）

(1) 災害防止に関する規制地域

砂防指定地 (砂防法第2条)	有・無
保安林の土地の区域 (森林法第25条第1項及び第2項並びに第25条の2第1項及び第2項)	有・無
地すべり防止区域 (地すべり等防止法第3条第1項)	有・無
河川区域 (河川法第6条第1項)	有・無
急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項)	有・無
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項及び第9条第1項)	有・無

(2) 宅地造成の有無

宅地造成工事規制区域 (旧宅造法第3条第1項)	全城・一部・無
旧宅造法第2条第2号の宅地造成 ※宅地造成工事規制区域の区域の外において行われる場合のみ回答してください。	有・無

(3) 景観の保全に関する区域

国立公園 (自然公園法第2条第2号)	有・無
景観重点地区 (和歌山市景観条例第6条第2項)	有・無

(4) 自然環境の保全に関する区域

動植物の重要な種、動物の注目すべき生息地又は重要な植物群落の分布地域 調査方法（例：文献調査、現地調査等）及び調査結果 記入欄	有・無
鳥獣保護区 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項)	有・無

(5) その他の区域

近郊緑地保全区域 (近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条第1項)	有・無
---------------------------------------	-----

3 事業区域周辺の状況

(1) 事業区域と周辺集落との関係

最も近い住宅までの距離	メートル
建築物が集積した地区までの距離	メートル

(2) 事業区域からの排水先に関する概要

事業区域からの雨水排水放流先	有・無	放流先
----------------	-----	-----

(3) 事業区域への主たる進入経路及び前面道路の状況

路線名	線
前面道路幅員	メートル
搬入経路 (国道、県道又は市道から事業区域までの進入経路を記載してください。)	

大規模な太陽光発電設備の搬入及び設置を行う期間及び時間帯	期間	
	時間帯	: ~ :

(4) 造成工事を行う期間及び時間帯

造成工事を行う期間及び時間帯	期間	
	時間帯	: ~ :

別記様式第20号を次のように改める。

別記様式第20号（第17条関係）

年 月 日

準用事業の立地環境に関する概要書

準用事業者 住 所
 （所在地）
 氏 名
 （名称及び代表者の氏名）

1 事業区域の概要

所在	和歌山市
面積	ヘクタール ※小数点以下第3位切捨て （ 平方メートル）
区域区分	市街化区域 ・ 市街化調整区域 ・ 区域区分非設定区域

2 事業区域の土地利用規制等の状況（事業区域に一部でも含まれる場合は、有を○で囲んでください。）

(1) 災害防止に関する規制地域

砂防指定地 （砂防法第2条）	有・無
保安林の土地の区域 （森林法第25条第1項及び第2項並びに第25条の2第1項及び第2項）	有・無
地すべり防止区域 （地すべり等防止法第3条第1項）	有・無
河川区域 （河川法第6条第1項）	有・無
急傾斜地崩壊危険区域 （急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項）	有・無
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 （土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項及び第9条第1項）	有・無

(2) 宅地造成の有無

宅地造成工事規制区域 （旧宅造法第3条第1項）	全域・一部・無
旧宅造法第2条第2号の宅地造成 ※宅地造成工事規制区域の区域の外において行われる場合のみ回答してください。	有・無

太陽光発電設備の搬入及び設置を行う期間及び時間帯	期間	
	時間帯	: ~ :

(4) 造成工事を行う期間及び時間帯

造成工事を行う期間及び時間帯	期間	
	時間帯	: ~ :

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第9条の規定は、この規則の施行の日以後に和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（平成30年条例第7号。以下「条例」という。）第11条に規定する事業に関する工事に着手する事業者（同日前に条例第8条若しくは条例第34条第1項に基づく事前協議書の届出又は和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（平成30年和歌山県条例第16号）第7条に基づく太陽光発電事業計画の認定の申請を行った上で、令和9年9月30日までに工事に着手する者を除く。）について、適用する。

（和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）

3 和歌山市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成6年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則の項中「、別記様式第3号」及び「、別記様式第20号」を削る。

（令和6年3月22日揭示済）

【 告 示 】

和歌山市告示第101号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年3月21日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和5年度	第5期 第8期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和6年4月1日に変更する。

（別紙省略）

（令和6年3月21日揭示済）

和歌山市告示第102号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年3月21日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和4年度	介護保険料納入通知書	
令和5年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和5年度第5期及び9期の納期は令和6年4月1日に変更する。

(別紙省略)

(令和6年3月21日揭示済)

和歌山市告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和6年3月21日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月21日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長 (m)	幅員 (m)
16-91	宮前91号線	和歌山市北出島95番2地先 ～ 和歌山市北出島95番11地先	旧	16.30	4.00
			新	16.30	5.00
23-2	楠見2号線	和歌山市粟107番3地先 ～ 和歌山市粟107番1地先	旧	27.80	2.40
			新	27.80	4.20
23-3	楠見3号線	和歌山市粟108番2地先 ～ 和歌山市粟107番5地先	旧	14.00	3.40 ～ 3.80
			新	14.00	6.00
25-26	神前和田線	和歌山市神前542番3地先 ～ 和歌山市神前539番29地先	旧	80.60	2.20 ～ 2.50
			新	80.60	4.00 ～ 6.00

(令和6年3月21日揭示済)

和歌山市告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月21日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	備考
13-153	四箇郷153号線	和歌山市有本 和歌山市有本	
16-193	宮前193号線	和歌山市北出島 和歌山市北出島	
16-194	宮前194号線	和歌山市北出島 和歌山市北出島	
16-195	宮前195号線	和歌山市北出島 和歌山市北出島	

16-196	宮前196号線	和歌山市北出島 和歌山市北出島	
23-206	楠見206号線	和歌山市粟 和歌山市粟	
25-170	岡崎170号線	和歌山市神前 和歌山市神前	
25-171	岡崎171号線	和歌山市神前 和歌山市神前	
25-172	岡崎172号線	和歌山市神前 和歌山市神前	
28-255	安原255号線	和歌山市相坂 和歌山市相坂	
28-256	安原256号線	和歌山市相坂 和歌山市相坂	
31-195	有功195号線	和歌山市園部 和歌山市園部	
31-196	有功196号線	和歌山市園部 和歌山市園部	
37-228	紀伊228号線	和歌山市府中 和歌山市弘西	
37-229	紀伊229号線	和歌山市府中 和歌山市府中	

(令和6年3月21日揭示済)

和歌山市告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和6年3月21日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月21日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
13-153	四箇郷153号線	和歌山市有本569番5地先 ～ 和歌山市有本569番3地先	98.0	6.00
16-193	宮前193号線	和歌山市北出島95番2地先 ～ 和歌山市北出島96番10地先	127.2	6.00
16-194	宮前194号線	和歌山市北出島96番8地先 ～ 和歌山市北出島97番1地先	40.0	6.00 ～ 6.20
16-195	宮前195号線	和歌山市北出島95番12地先 ～ 和歌山市北出島95番12地先	33.6	6.00

16-196	宮前196号線	和歌山市北出島95番13地先 ～ 和歌山市北出島95番13地先	11.8	6.00
23-206	楠見206号線	和歌山市粟107番3地先 ～ 和歌山市粟108番1地先	90.4	6.00
25-170	岡崎170号線	和歌山市神前539番37地先 ～ 和歌山市神前545番1地先	92.1	6.00 ～ 6.20
25-171	岡崎171号線	和歌山市神前539番26地先 ～ 和歌山市神前539番24地先	37.9	6.00
25-172	岡崎172号線	和歌山市神前539番28地先 ～ 和歌山市神前539番17地先	37.9	6.00
28-255	安原255号線	和歌山市相坂584番10地先 ～ 和歌山市相坂584番8地先	91.3	6.20 ～ 6.50
28-256	安原256号線	和歌山市相坂584番8地先 ～ 和歌山市相坂584番8地先	18.1	6.00
31-195	有功195号線	和歌山市園部1127番12地先 ～ 和歌山市園部1035番8地先	66.7	6.00
31-196	有功196号線	和歌山市園部1035番2地先 ～ 和歌山市園部1035番3地先	115.7	6.00
37-228	紀伊228号線	和歌山市府中1011番113地先 ～ 和歌山市弘西1106番10地先	81.5	6.00 ～ 6.40
37-229	紀伊229号線	和歌山市府中569番3地先 ～ 和歌山市府中567番3地先	74.6	5.00 ～ 6.20

(令和6年3月21日掲示済)

和歌山市告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように変更する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月21日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起点 終点	備考
25-83	旧	岡崎83号線	和歌山市神前	

			和歌山市神前	
	新	岡崎83号線	和歌山市神前 和歌山市神前	終点の変更

(令和6年3月21日揭示済)

和歌山市告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和6年3月21日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和6年3月21日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	旧新別	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
25-83	旧	岡崎83号線	和歌山市神前23番地先 和歌山市神前35番6地先	174.8	3.00 ～ 3.60
	新	岡崎83号線	和歌山市神前23番地先 和歌山市神前23番地先	51.5	3.00 ～ 3.30

(令和6年3月21日揭示済)

和歌山市告示第108号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年3月21日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年3月1日、令和6年3月9日及び同月15日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年3月7日及び同月12日
JR六十谷駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和6年3月14日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 印鑑

(4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
-----	-------	--------

原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円
-------------------------------	-------	--------

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話435-1082

(令和6年3月21日揭示済)

和歌山市告示第109号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年3月21日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和6年3月4日、同月6日、同月8日、同月11日、同月13日、同月14日及び同月15日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 印鑑

(4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び(2)にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話435-1082

(令和6年3月21日揭示済)

和歌山市告示第110号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年3月21日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和6年3月22日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年12月1日、同月9日及び同月15日	令和5年12月21日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年12月7日	令和5年12月21日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、大新公園及び中之島公園	令和5年12月1日、同月4日、同月5日、同月6日、同月11日、同月12日及び同月14日	令和5年12月21日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和6年3月21日揭示済)

和歌山市告示第111号

令和6年3月21日市議会定例会において議決された令和6年度当初予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別添のとおり公表する。

令和6年3月22日

和歌山市長 尾花正啓

(令和6年3月22日揭示済)

和歌山市告示第112号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者から同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月22日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3010123275	みんなの広場	和歌山市神前488-4	自立訓練（生活訓練）	知的障害者、精神障害者、難病等対象者	株式会社KR和歌山	海南市岡田465-4	令和2年3月1日	令和6年3月31日
3010100497	居宅介護事業所あんしあなとう	和歌山市松江東1丁目7番25号	同行援護	特定なし	社会福祉法人河西福祉会	和歌山市松江東1丁目7番25号	平成24年4月1日	令和6年3月31日

(令和6年3月22日掲示済)

【 市 議 会 規 則 】

和歌山市議会議規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月21日

和歌山市議会議長 戸田正人

和歌山市議会規則第1号

和歌山市議会議規則の一部を改正する規則

和歌山市議会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に、「もしくは」を「若しくは」に、「すべて」を「全て」に、「はかつて」を「諮って」に、「行なう」を「行う」に、「さらに」を「更に」に、「あつた」を「あった」に、「もつて」を「もって」に、「なつた」を「なった」に、「なかつた」を「なかった」に、「終わった」を「終わった」に改める。

目次中、「公聴会、参考人」を「公聴会及び参考人」に改める。

第8条第2項中、「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、第2項の次に、次の1項を加え、第3項を第4項とする。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第11条第3項及び第86条第3項中、「至つた」を「至った」に改める。

第13条第1項、同条第2項及び第16条中、「そなえ」を「備え」に改める。

第14条中、「同一会期中は」の次に「、」を加える。

第17条及び第91条中、「先立つて」を「先立って」に改める。

第18条第1項中、「承認を要する」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない」に改め、同条第2項及び第3項中、「承認」を「許可」に改める。

第19条及び第65条中、「かえる」を「代える」に改める。

第26条中、「（選挙の宣告）」を「（(選挙の宣告)）」に改める。

第28条中、「、職員の点呼に応じて」を「、議長の指示に従って」に、「、投票を備え付けの投票箱に投入する」を「、投票する」に改める。

第30条第3項中、「きいて」を「聴いて」に改める。

第36条第1項中、「（請願の委員会付託）」を「（（請願の委員会付託））」に改める。

第36条第3項及び第162条中、「諮つて」を「諮って」に改める。

第37条中、「まつて」を「待って」に改める。

第43条第2項中、「（付託事件を議題とする時期）」を「（（付託事件を議題とする時期））」に改め、「会議」を「議会」に改める。

- 第44条第2項中、「必要があると認めるときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。
- 第50条第4項中、「当つて」を「当たって」に改める。
- 第54条第1項及び第108条第1項中、「こえて」を「超えて」に改める。
- 第54条第2項中、「なお従わない場合は」の次に「、」を加える。
- 第55条及び第157条中、「こえる」を「超える」に改める。
- 第62条第2項中、「はから」を「諮ら」に改める。
- 第63条中、「（質疑の回数）」を「（（質疑の回数））」に、「（質疑又は討論の終結）」を「（（質疑又は討論の終結））」に改める。
- 第64条中、「発言を取り消し」の次に「、」を加える。
- 第65条中、「その写」を「その写し」に改める。
- 第66条、第69条第1項、第118条及び第121条第1項中、「とろうと」を「採ろうと」に改める。
- 第69条第2項、第75条、第76条第1項及び第121条第2項中、「とら」を「採ら」に改める。
- 第70条、第76条、第122条及び第128条中、「とる」を「採る」に改める。
- 第73条中、「（議場の出入口閉鎖）」を「（（議場の出入口閉鎖））」に、「（投票用紙の配布及び投票箱の点検）」を「（（投票用紙の配布及び投票箱の点検））」に、「（投票）」を「（（投票））」に、「（投票の終了）」を「（（投票の終了））」に、「（開票及び投票の効力）」を「（（開票及び投票の効力））」第1項から第3項までに、「（選挙結果の報告）」を「（（選挙結果の報告））」に、「（選挙関係書類の保存）」を「（（選挙関係書類の保存））」に改める。
- 第75条及び第127条中、「はかる」を「諮る」に改める。
- 第1章第9節の見出し中、「、参考人」を「及び参考人」に改める。
- 第76条の4第1項中、「学識経験を有する者等（以下「公述人」という。）は、」の次に「前条の規定により」を加え、「文書で」を削る。
- 第79条中、「（発言の取消又は訂正）」を「（（発言の取消又は訂正））」に改める。
- 第90条及び第156条中、「よつて」を「よって」に改める。
- 第92条中、「承認を要する。」を「許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。」に改める。
- 第109条第1項中、「委員でない議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、「きく」を「聴く」に改め、同条第2項中、「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改める。
- 第116条中、「発言を取り消し」の次に「、」を加える。
- 第117条の見出しを「（答弁書の配布）」に改め、同条中「職員をして朗読させる。」を「その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。」に改める。
- 第125条中、「（投票用紙の配布及び投票箱の点検）」を「（（投票用紙の配布及び投票箱の点検））」に、「（投票）」を「（（投票））」に、「（投票の終了）」を「（（投票の終了））」に、「（開票及び投票の効力）」を「（（開票及び投票の効力））」に、「（選挙結果の報告）」を「（（選挙結果の報告））」に、「第1条の規定」を「第1項の規定」に改める。
- 第127条中、「とられ」を「採ら」に改める。
- 第133条第2項中、「、法人の」を「並びに法人の」に改め、第3項の次に、次の2項を加える。
- 4 請願者が請願書（会議の議題になったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。
- 5 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題になった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。
- 第135条第1項中、「議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。」を「常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。」に改め、同条第3項中、「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改め、同条第2項を次のように改める。
- 2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第137条第1項中、「意見を付け、」を削り、第1項の次に、次の1項を加え、第2項を第3項とする。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第138条中、「決したものについては」の次に「、」を加える。

第139条中、「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第143条中、「（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を「（（議案等の説明、質疑及び委員会付託））」に改める。

第145条第1項の次に、次の1項を加える。

2 議員は、議長が別に定める議員章を着用するものとする。

第146条中、「つえ、」を削り、「議長又は委員長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長又は委員長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第150条中、「書籍の類」を「書籍の類い」に改める。

第151条を次のように改める。

（資料等の配布又は提示の届出）

第151条 議長又は委員会の会議室において、資料等を配布又は提示するときは、議長又は委員長にあらかじめ届け出なければならない。

第152条中、「登つて」を「登って」に改める。

第154条中、「（秘密の保持）」を「（（秘密の保持））」に改める。

第155条中、「（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を「（（議案等の説明、質疑及び委員会付託））」に、「議決することは」を「議決することが」に改める。

第155条の次に、次の1項を加える。

（代理弁明）

第155条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第160条第3項及び第161条第2項中、「当たつて」を「当たって」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和6年3月21日掲示済）

【 議 会 告 示 】

和歌山市議会告示第1号

和歌山市議会議員章程を次のように定める。

令和6年3月21日

和歌山市議会議長 戸田正人

和歌山市議会議員章程

（趣旨）

第1条 この章程は、和歌山市議会議員章（以下「議員章」という。）について、必要な事項を定める。

（様式）

第2条 議員章は、全国市議会議長会制定の全国市議会共通議員章を使用する。

（交付）

第3条 議員章は、任期中1個を交付する。

（再交付）

第4条 議員は、議員章を紛失し、又は損傷したときは、速やかに再交付を受けなければならない。この場合、実費は自己負担とする。

附 則

この規程は、令和6年3月21日から施行する。

（令和6年3月21日揭示済）

【 企 業 局 告 示 】

和歌山市企業局告示第7号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、告示の日から2週間、和歌山市企業局経営管理部営業課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月18日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

1 公共下水道の供用開始

（1）供用を開始すべき年月日

令和6年4月1日

（2）下水を排除すべき区域

ア 中央終末処理場に下水を排除すべき区域

中島、出島、栗栖、鳴神、出水、三葛、中之島、今福四丁目、西小二里一丁目、西浜三丁目の各一部

イ 北部終末処理場に下水を排除すべき区域

木ノ本の各一部

（3）供用を開始しようとする排水施設の位置

前号表示の区域内

（4）供用を開始しようとする排水施設

分流式 出島、栗栖、鳴神、出水、三葛、中之島、今福四丁目、西小二里一丁目、西浜三丁目、木ノ本の各一部

合流式 中島の一部

2 終末処理場による下水の処理の開始

（1）下水の処理を開始すべき年月日

令和6年4月1日

（2）下水を処理すべき区域

前項第2号で下水を排除すべき区域とした表示の区域

（3）下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称

ア 和歌山市三葛510番地の1 中央終末処理場

イ 和歌山市本脇653番地の2 北部終末処理場

（令和6年3月18日揭示済）